

公告第 2 6 0 0 号

当健康保険組合の規程について、以下の通り変更しましたので、公告いたします。

2 0 2 2 年 1 2 月 2 8 日

N X グループ健康保険組合
理事長 宮脇 一郎



当健康保険組合規程につきまして、オンラインによる再審査申出を、本年 10 月より開始するにあたり、レセプトの原本が CSV 情報に変更となることから、所要の改定を行ったものです。

1. 「レセプトの C S V 情報等、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程」の変更

・規程名称の変更

新名称:「診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の C S V 情報等一紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程」

・レセプトの原本が CSV 情報となることから、所要の変更を行った。

新	旧
規程名 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のCSV情報等一紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程	規程名 レセプトのCSV情報等、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程
(目的) 第1条 本規程は、「健康保険組合における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について」(平成15年3月7日保保発第0307002号厚生労働省保険局保険課長通知)および「健保組合におけるCSV情報によるレセプトの保存について」(平成18年4月10日保保発第0410001号厚生労働省保健局保険課長通知)にもとづき、N X グループ健康保険組合(以下「組合」という。))において、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。))の保存に関して、紙以外の記録媒体による保存のために必要な取扱い及び運用管理に関する事項を規定し、レセプトを適正に保存するとともに、適正に利用することを目的とする。	(目的) 第1条 本規程は、「健康保険組合における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について」(平成15年3月7日保保発第0307002号厚生労働省保険局保険課長通知)および「健保組合におけるCSV情報によるレセプトの保存について」(平成18年4月10日保保発第0410001号厚生労働省保健局保険課長通知)にもとづき、日本通運健康保険組合(以下「組合」という。))において、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。))の保存に関して、紙以外の記録媒体による保存のために必要な取扱い及び運用管理に関する事項を規定し、レセプトを適正に保存するとともに、適正に利用することを目的とする。
(紙レセプトで請求されたレセプトの保存媒体及び保存方法) 第5条 組合の紙レセプトは、画像を原本として保存する。 2 紙レセプトを画像により保存する場合は、紙レセプトに記載されている事項が、全て正確に収録されているかどうかを確認し、確認終了後、収録の完了した紙レセプトを廃棄する。 3 紙レセプトを廃棄するまでの間は、画像に保存されたレセプトを原本として使用してはならない。 4 システム管理責任者は、画像に保存されたレセプトの原本性、見読性及び耐久性を確保するとともに、レセプト保存に用いる機器及びソフトウェアがレセプト(原本)の復元機能を有することを確認しなければならない。 5 前四項に定めるもののほか、レセプトの保存媒体及び保存方法に関し必要な事項は、理事会において別に定める。	(保存媒体及び保存方法) 第5条 組合の紙レセプトは、画像を原本として保存する。 2 紙レセプトを画像により保存する場合は、紙レセプトに記載されている事項が、全て正確に収録されているかどうかを確認し、確認終了後、収録の完了した紙レセプトを廃棄する。 3 紙レセプトを廃棄するまでの間は、画像に保存されたレセプトを原本として使用してはならない。 4 システム管理責任者は、画像に保存されたレセプトの原本性、見読性及び耐久性を確保するとともに、レセプト保存に用いる機器及びソフトウェアがレセプト(原本)の復元機能を有することを確認しなければならない。 5 前四項に定めるもののほか、レセプトの保存媒体及び保存方法に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
(CSVレセプトで請求されたレセプトの保存媒体及び保存方法) 第6条 組合のCSVレセプトは、CSV情報により保存する。 2 削除 2 CSV情報を非原本とするまでの間は、その他の形態のレセプトを原本として取り扱ってはならない。 3 システム管理責任者は、CSV情報として保存されたレセプトの原本性、見読性及び耐久性を確保するとともに、各レセプトの診療月時点の基本マスタとの整合により、当該CSV情報からレセプトの記載内容が確認できることを確認しなければならない。 4 前三項に定めるもののほか、レセプトの保存媒体及び保存方法に関し必要な事項は、理事会において別に定める	(CSVレセプトの保存媒体及び保存方法) 第6条 組合のCSVレセプトは、画像により保存する。 2 CSVレセプトを画像により原本として保存する場合は、CSV情報とその診療月時点の基本マスタとの整合により確認できたレセプトの記載内容が、全て正確収録されているかを確認するとともに、CSV情報より生成されたものである旨を明示し、確認終了後、収録の完了したCSV情報は原本として取り扱えないこととする。 3 CSV情報を非原本とするまでの間は、画像に保存されたレセプトを原本として取り扱ってはならない。 4 システム管理責任者は、画像に保存されたレセプトの原本性、見読性及び耐久性を確保するとともに、レセプト保存に用いる機器及びソフトウェアがレセプト(原本)の復元機能を有することを確認しなければならない。 5 前四項に定めるもののほか、レセプトの保存媒体及び保存方法に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
(複製(コピー)の取扱い) 第9条 基幹システムに原本として保存されたレセプトの複製(コピー)を行う場合には、システム管理責任者の承認を得なければならない。 2 CSV情報の複製(コピー)を行う場合は、当該CSV情報が保存されている媒体とは異なる媒体に複製(コピー)である旨を明示した上で保存すること。 3 基幹システムに保存されたレセプトの複製(コピー)を行う場合には、当該レセプトの複製(コピー)が保存されている媒体とは異なる媒体に複製(コピー)である旨を明示した上で保存すること。	(複製(コピー)の取扱い) 第9条 画像に原本として保存されたレセプトの複製(コピー)を行う場合には、システム管理責任者の承認を得なければならない。 2 画像に保存されたレセプトの複製(コピー)を行う場合は、当該画像が保存されている媒体とは異なる媒体に複製(コピー)である旨を明示した上で保存すること。
附 則 この規程は、公告(2006年8月11日)の日から施行し、2006年4月1日から適用する。 この規程は、公告(2010年4月1日)の日から施行する。 この規程は、公告(2013年2月25日)の日から施行する。 この規程は、公告(2022年9月1日)の日から施行する。	附 則 この規程は、公告(平成18年8月11日)の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 この規程は、公告(平成22年4月1日)の日から施行する。 この規程は、公告(平成25年2月25日)の日から施行する。

2. 施行時期

2 0 2 2 年 9 月 1 日

以 上